

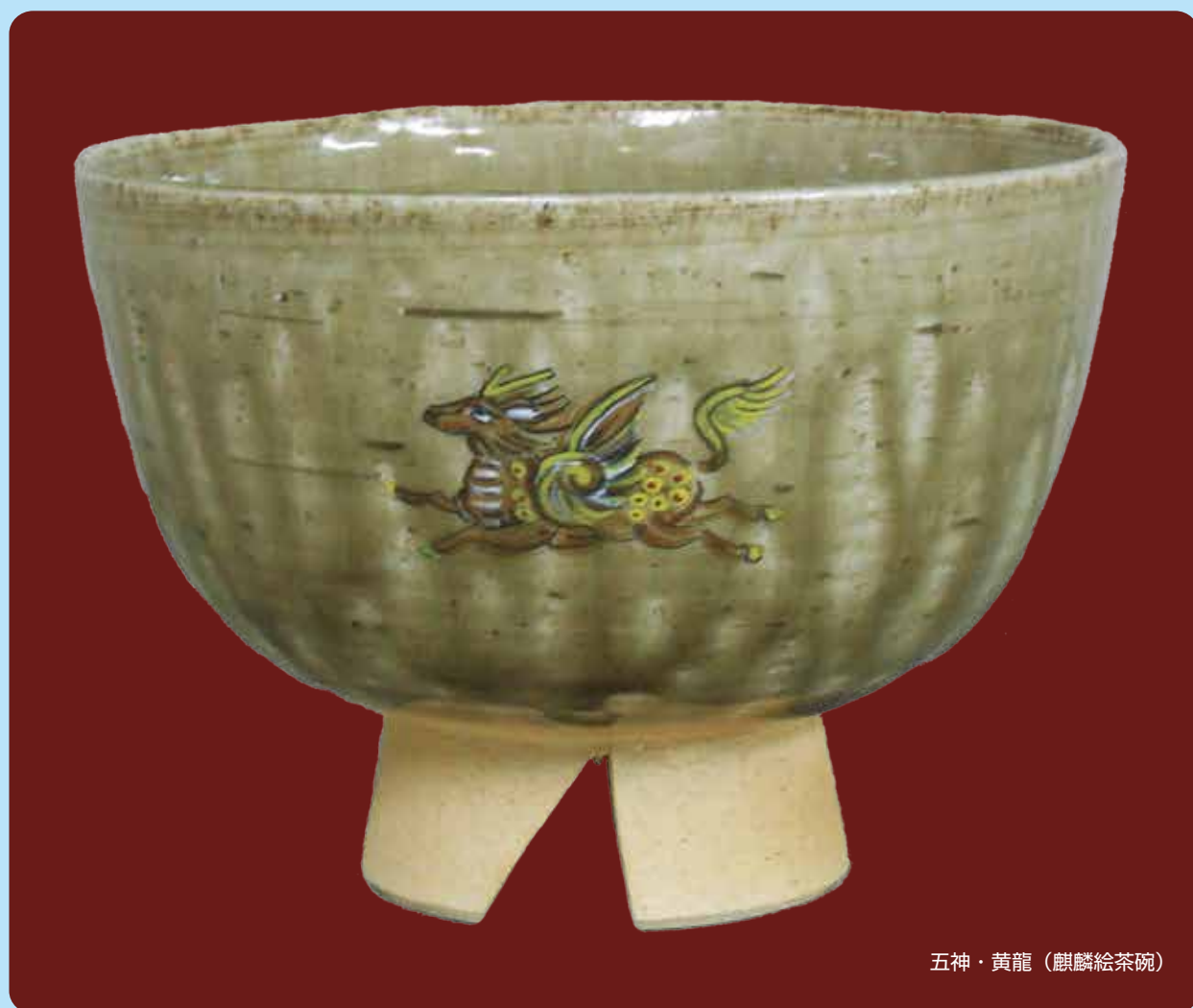
トラック奈良

トラック協会は事故防止・交通安全、
環境及び災害時緊急輸送対策に取り組んでいます。

8

[令和 7 年]**2025**

No.376



五神・黄龍（麒麟絵茶碗）

歳を重ねた自分を 交通事故からどう守るか

令和7年7月15日（火）、奈良県トラック協会桜井支部（吉岡正樹 支部長）が桜井市を訪問、松井 正剛市長に、高齢者の交通事故防止のための冊子「歳を重ねた自分を 交通事故からどう守るか」（蓮花 一己 帝塚山大学名誉教授 監修）をお渡ししました。

松井市長から、「地域にお住まいの方々が交通事故にあわないように有効に活用させていただきます。」と話がありました。



▲写真左から、前野孝久 副市長、松井市長、吉岡支部長、奥田幸一 副支部長

歳を重ねた自分を 交通事故からどう守るか	巻頭
近畿トラック協会 定時総会	2
災害物流専門家研修	4
災害対策啓発冊子	6
ダンプ部会 無事故・無違反運動表彰式	8
交通安全母の会通常総会	10
運行管理者試験対策講習会	11
小林 茂樹 衆議院議員来訪	12
堀井 巖 参議院議員来訪	13

■ 全ト協から

軽油価格調査集計表(2025年5月)	14
飲酒運転撲滅を目指して	15

■ 陸災防から

重大な労働災害を防ぐためには	16
STOP! 熱中症クールワークキャンペーン	18

■ 奈ト協から

事業用自動車事故事例No.120	20
KIT事業の案内	21
お盆の休日のご連絡について	22
8月・9月の行事(予定)表	23
適正化事業・巡回指導報告書	24
トラックの構造上の特性	25
eナスバ(一般講習・基礎講習)助成開始のご案内	26

■ 近畿交通共済から

近畿交通共済からのお知らせ	28
---------------	----

■ 近畿運輸局から

近畿運輸局からのお知らせ	30
--------------	----

■ 奈良県警察本部から

奈良県警察本部からのお知らせ	31
----------------	----

京奈和自動車道建設促進奈良県民会議	巻末
-------------------	----

奈良県指定伝統工芸品

赤膚焼 [あかはだやき]

赤膚焼は小堀遠州(1579～1647)の好んだ遠州七窯のひとつに数えられます。特にお茶の道具を造る窯として始まりました。私どもの工房の所在する赤膚焼の郷、赤膚山は、古の平城京の南西部に位置し、青丹よしの詞どおり古来より良質の陶土の産する所です。この良土と天平の昔よりの歴史的、文化的風土に育まれた陶器が赤膚焼であり、作品には灰釉を使った乳白色のものが多くみられ、奈良絵とよばれる上絵がつけられています。

令和7年度 近畿トラック協会 定時総会

日：令和7年6月24日(火)

場所：THE OSAKASTATIONHOTEL

一般社団法人近畿トラック協会の定時総会が開催されました。総会前に開催された正副会長会議では、令和7年度の主要施策について協議され、費用対効果のある周知活動を行うことが確認されました。

定時総会では、令和6年度事業報告、計算書類、任期満了に伴う役員改選についてそれぞれ承認され、奈良県トラック協会からは、新任監事として、モミキ運送（株）樫木一弘氏が選ばれました。（任期は2年間）

総会後に開催された第47回理事会で、会長に平島竜二氏（京都府トラック協会会長）が再任され、奈良県トラック協会の塚本哲夫会長は、副会長に再任されました。



▲左から阪本享三氏（和ト協）、塚本哲夫氏（奈ト協）、松田直樹氏（滋ト協）、ひとりおいて、平島竜二氏（京ト協）、坂田喜信氏（大ト協）、木南一志氏（兵ト協）、宮本昌季氏（京ト協）



▲奈良県トラック協会からは、中 秀夫 副会長、西川 直利 副会長、吉岡 幹自 副会長、樫木 一弘氏が出席しました。



▲左から中 秀夫 副会長、西川 直利 副会長



▲吉岡 幹自 副会長、樫木 一弘 氏

災害物流専門家研修（2日間）

日時：令和7年6月26日(木) 午前10時～
6月27日(金) 午前9時30分～

場所：奈良県トラック会館 2階 研修室

参加者：8名、オブザーバー：2名

被災地へスムーズに物資を届けるために

巨大地震などが発生した際、被災地の自治体が行う支援物資の緊急輸送業務を支援するトラック運送業界のスペシャリストを養成する「災害物流専門家研修」（全日本トラック協会＝全ト協＝主催）が行われました。

奈良県トラック協会(奈ト協)ではこの研修を令和4年から実施しており、今回は8人が受講。奈良県の防災関係者2人もオブザーバーとして聴講しました。2日間の研修を終え、修了証書が授与された7人は災害支援要員の候補として全ト協のデータベースに登録され、被災地からの出動要請に備え災害物流の専門知識を磨くことになります。

自治体には物流業務に精通した職員が少なく、これが全国から支援物資が届いても被災地の集積拠点で滞留し被災者に届かない大きな要因となっていると言われています。こうした状況を背景に東日本大震災以降、全国の自治体では「災害発生時には物流業界の支援が欠かせない」という声が高まり、全ト協は令和3年から「災害物流専門家」の本格的な養成に乗り出しています。



▲高橋巨樹ゼネラルマネージャー

研修ではN X総合研究所の高橋巨樹ゼネラルマネージャーと佐藤大二郎シニアコンサルタントの両氏が講師を務めました。初日と2日目午前は全ト協のテキストを使って高橋講師が担当。同氏は「私自身も被災地に支援に出向き、思うように動けなかったという苦い経験をして災害物流支援の難しさを痛感しました。出動現場で素早く的確に動くためには日頃からの鍛錬が何よりも重要」などとあいさつ。昨年発生した能登半島地震での支援状況などを織り交ぜながら、

物資集積拠点の開設や運営・管理、物資輸送の準備・実施、さらには被災地の自治体との情報共有などについて、トラック輸送業界の視点からそれぞれのポイントを解説しました。

2日目午後は、2班に分かれて課題演習が行われました。進行は佐藤講師が担当。演習テーマは「設定したペットボトル飲料の保管に必要な物流パレットの枚数を試算」「物資拠点の平面図に入庫口や通路などの動線、物資の置き場などをレイアウトする」のふたつ。



▲佐藤大二郎シニアコンサルタント



▲課題演習に取り組む(Aグループ)



▲同(Bグループ)

支援物資拠点の設営等について

物資拠点のレイアウトにあたっては、トラックの出入り口の状況や拠点の面積・高さ、床の耐荷重などを十分考慮しなければならない。レイアウトには

①拠点に到着するトラックの受付や誘導をどうするのか、②被災地の事情で物資拠点に使用制限がかかることはないのか、③さらに毛布や飲料など行政が取

り決めている独自の数量原単位を考えて保管に必要な面積はどのくらいなのか、といった点も検討する。さらに余震への備えや盗難対策も忘れてはならない。

支援物資の輸送等について

輸送の指示を出すのはあくまで自治体であり、災害物流専門家はその指示に従い配車を行うのが職務。役割分担を強く意識しなければならない。輸送車両の選択も重要。配車するには

被災拠点の荷役環境を考慮して車両を選ぶ。特殊車両許可など輸送に関する法規制にも心配りをし、被災地の物資輸送では輸送ルートの確認も重要である。災害発生時は現地の警察に問い

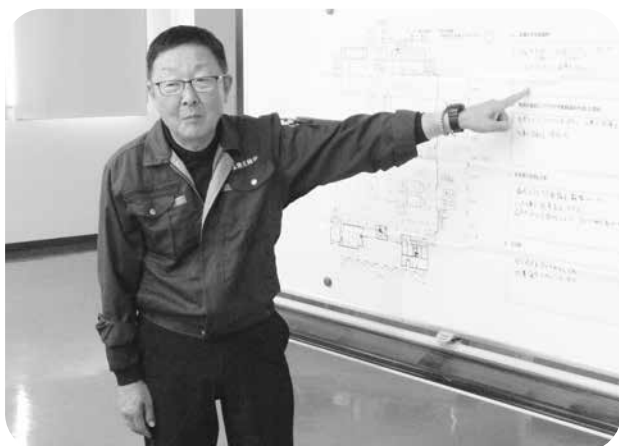
合わせても正確な情報が得られないことが多い。通行可能ルートの確認には「通れるマップ」などが活用できる。

自治体への対応について

災害発生時の自治体の支援物資に関連する体制は「統括」「物資」「物流」の3部門で構成され、災害物流専門家は物流部門で活動することになる。国、都道府県、市町村を跨いで災害支援物資を調達し、被災者の手元に届くまでを一貫して管理する機関

は存在しないことも認識すべきである。また、支援物資の物流では行政独特の支援物資の「単位」も熟知していなければならない。例えばおにぎり1食はおにぎり2個のことである。その「単位」は配送数量などを指示する自治体の「帳票」で使われ

る。「帳票」に改善点が思い当たれば災害物流専門家の視点から提案・助言を行うということもあってよい。支援物資の運賃については、早い時期に自治体と協議すべきである。できれば平時から話し合うようにしておくことが望ましい。



▲拠点のレイアウトを発表する Aグループの松尾和彦さん(五條運輸㈱総務部長)



▲Bグループでは嶋田昌訓さん(丸嶋運送㈱専務)

災害対策啓発冊子

警戒レベル4 避難指示までに必ず避難 風水害・土砂災害から身を守ろう

日：令和7年7月10日(木)

場所：十津川村

馬場健一 総務課長から、「啓発冊子は、本日、広報誌に同封して全所帯に配布しました」と話がありました。



◀十津川村役場 十津川村災害対策本部拠点施設

馬場総務課長（左）と西岡防災対策課長（右）▶



日：令和7年7月10日(木)
場所：五條市

奈良県トラック協会五條支部（辰巳千里支部長）は、五條市役所を訪問し、災害対策啓発冊子を平岡清司市長にお渡ししました。



▲平岡市長・写真左



ダンプ部会 第21回無事故・無違反運動表彰式 奈良県警察本部 交通部長から表彰

日時：令和7年7月16日(水) 午後2時～
場所：奈良県トラック会館 2階 会議室
部会員総数31名 出席24名（委任状14名を含む）



▲山村和久交通部長

第24回通常総会と第21回無事故・無違反チャレンジ運動120達成グループ表彰式



▲山口滋部会長

冒頭、山口滋部会長があいさつ。「ダンプトラック事業者は建設業者の下請として砂や砂利などの建築資材を運んでいる

が、多重下請構造の下位に位置する弱い立場にある。高齢化による運転手の確保の困難や燃料価格の高騰など業界を取り巻く環境は厳しさを増している。しかしながら公共物流のサービスの担い手として、重要な使命を果たすべく、輸送の安全を最重点課題として日々取り組んでまいりたい」と決意を語りました。

第21回無事故・無違反チャレンジ運動120達成事業者への表彰式のあと、来賓の奈良県警察本部交通部長の山村和久氏は

「120日間、無事故・無違反を達成された皆様、誠におめでとうございます。県内では昨日現在、人身事故の件数は1,371件で94件増。子どもが被害にあう痛ましい事故も発生している。事故は1件でも減らしていかないといけない。引き続き安全運転に努めてほしい」と祝辞を述べました。

このあと審議に入り、原案はすべて承認されました。

審議事項は次の通りです。

第1号議案

令和6年度事業報告及び収支決算報告について 監査報告
⇒ 承認
第2号議案

会費の額及び納入方法について ⇒ 承認

第3号議案

令和7年度事業計画（案）及び収支予算（案）について ⇒

承認

第4号議案

役員改選について ⇒ 承認

令和7年度役員

部会長	山口 滋	有限会社平和運輸
副部長	北浦 久志	株式会社キタウラ
会計	山口 滋	有限会社平和運輸
監事	辰巳 謙二	有限会社辰巳運輸
委員	堀川 誠司	株式会社堀川土木建設工業
委員	小松 隆浩	有限会社小松運輸
委員	菊川富士大	有限会社キクヨシ
委員	村上 義彦	株式会社大紀

第21回無事故・無違反チャレンジ運動120 達成事業者（21社、24グループ）

1グループ5人で編成し、グループ全員が「期間中の交通事故ゼロ・交通違反ゼロ」を達成するよう安全運転実践・運転のマナーアップに努める。期間は令和6年11月1日～令和7年2月28日の120日間。

株式会社キタウラ
有限会社財本建材
昭栄運輸株式会社
城建材運輸
有限会社龍田
藤秀建設株式会社
株式会社堀川土木建設工業

中島建材株式会社
株式会社中和営繕
有限会社平和運輸
有限会社合輸
西久運輸株式会社
有限会社丸本建材
株式会社上村組

田口開発株式会社
有限会社小松運輸
たけや興業株式会社
有限会社辰巳運輸
株式会社Line.T
有限会社キクヨシ
株式会社大紀



令和7年度交通安全母の会通常総会

日時：令和7年7月7日(月) 午後1時30分～

場所：奈良県郡山総合庁舎会議室

奈良県交通安全母の会連合会（藤岡廣子 会長）の令和7年度通常総会が、奈良県地域創造部 県民暮らし課 染川幸史 課長、警察本部 朝山交通部参事官、各市町村の交通安全担当課の方々が出席し、開催されました。



▲開会の挨拶 藤岡会長

令和7年度 第1回運行管理者試験対策講習会

関係法令等の講習（5時間）

日 時 令和7年6月22日（日）10:00～16:00 出席36名（24社）

模擬試験の実施／解答、解説（5時間）

日 時 令和7年7月6日（日）10:00～16:00 出席36名（24社）

講 師：独立行政法人自動車事故対策機構 奈良支所 チーフ 向山 諒 氏

令和7年度第1回運行管理者試験の合格を目指し、講習会を開催いたしました。

運行管理者試験は出題範囲が広く、合格の難易度が高いことで知られています。例年の合格率はおおむね3割程度となっていますが、これを突破するため、受講者は真剣な面持ちで講習会に参加されました。



向山講師



講習会の様子

講習会後に実施したアンケートでは、受講者のおよそ8割から「大変参考になった」または「参考になった」との回答が寄せられました。

なお、令和7年度第1回運行管理者試験はC B T方式（Computer Based Testing）にて実施され、試験期間は令和7年8月2日（土）から8月31日（日）までとなっております。

昨年度の結果

令和6年度 第1回運行管理者試験（貨物）

	受験者数	合格者数	合格率
全 国	24,993	8,224	32.9%
奈良県	224	77	34.4%

令和6年度 第2回運行管理者試験（貨物）

	受験者数	合格者数	合格率
全 国	20,755	7,084	34.1%
奈良県	159	56	35.2%

運行管理者試験合格基準

総得点が満点の60%（30問中18問）以上かつ下表記載の必要な正解数を満たしていること

出題分野	必要な正解数
①貨物自動車運送事業法関係 ②道路運送車両法関係 ③道路交通法関係 ④労働基準法関係	各1問以上
⑤その他運行管理者の業務に関し 必要な実務上の知識及び能力	2問以上

小林 茂樹 衆議院議員来訪

令和7年6月27日（金）、小林茂樹衆議院議員が、京奈和自動車道視察の途中、奈良県トラック協会を、訪問されました。



▲小林茂樹 衆議院議員・写真右

堀井 巖 参議院議員来訪

令和7年7月24日（木）、堀井 巖 参議院議員が、奈良県トラック協会を訪問されました。



軽油価格調査集計表(2025年 5 月)

令和 7 年 6 月 25 日現在
(公社) 全日本トラック協会

2025 年 4 月 単純集計表 地区：近畿／県（沖縄除） ：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	133.53	118.51	128.53

2025 年 4 月 元売別集計表 地区：近畿／県（沖縄除） ：全県

元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
ENEOS	133.04	117.89	129.27
出光昭和シェル	149.00	120.04	120.50
キグナス		118.80	
コスモ	132.60	118.77	131.40
その他	129.66	117.95	128.45

2025 年 4 月 月間購入量別集計表 地区：近畿／県（沖縄除） ：全県

月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	136.57	119.01	129.27
30～50キロリットル未満	127.00	117.73	123.35
50～100キロリットル未満	123.00	117.80	
100キロリットル以上	127.00	114.90	

2025 年 4 月 支払期限別集計表 地区：近畿／県（沖縄除） ：全県

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	141.10	117.98	126.40
30～60日未満	132.49	117.94	129.02
60日以上	151.00	124.23	

軽油価格推移表 地区：近畿／県（沖縄除） ：全県

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2025年 1 月	132.01	120.25	127.23
2025年 2 月	133.38	121.07	128.77
2025年 3 月	134.57	123.41	130.73
2025年 4 月	136.28	125.44	133.65
2025年 5 月	133.53	118.51	128.53

※消費税抜きの価格となります。

飲酒運転の根絶を目指して

飲酒運転防止対策のすすめ方

事業者の取組事例

飲酒運転防止対策事例

社内処分基準

- 懲戒等の社内処分は、組合の理解を得た上で基準を設定
- アルコール検査時に検知されると一定期間の乗務停止・減給等
- 一定期間内で複数回検知されると退職等の基準を設定
- 専門医療機関を受診し2週間の禁酒ができれば完治まで病欠扱いで乗務禁止

採用時

- 運転記録証明（5年分等）や、誓約書の提出
- AUDIT（アルコール使用障害同定テスト）の実施（採用時・採用後）
- 採用時に AUDIT で有所見の場合は健康診断で再検査し、問題があれば採用を見送り
- KAST（新久里浜式アルコール症スクリーニングテスト）の実施

アルコールチェック

- 出勤前チェックの推奨
- 乗務前日の飲酒の禁止

教育・教材

- 国土交通省のマニュアルをベースにイラストや表を多用した資料作成
- 動画を用いた小集団活動の開催
- 安全衛生委員会に産業医が参加
- 社外含め、飲酒運転の事例を共有し、注意喚起
- 保健師による依存症に関する指導
- 飲酒運転防止 DVD を自社で作成

その他

- 飲酒傾向の強い運転者に、本人の意向を確認した上で事務や整備担当への配置換えを打診
- 複数回アルコールが検知された運転者に飲酒量をヒアリングし、その後1か月程度飲酒量を記録させ管理職に報告
- 4日間の禁酒を経験し、体に異常がなかったを確認して報告

アルコール依存症対策

◆アルコール依存症とは

アルコール依存症とは、多量の飲酒を続けることで脳の機能が変化して、自分では酒の飲み方（飲む量、飲む時間、飲む状況）をコントロールできなくなる病気です。

アルコール依存症になると、飲酒をコントロールできなくなるため、運行途中の休息期間中でも、飲みたい気持ちが抑えられず、飲酒をしてしまうことが考えられます。

事業者としては、以下のようなケースについても気を配る必要があります。

- ・仮眠前の寝酒で飲むケース
- ・食事休憩で飲むケース
- ・荷卸し後、帰社前に飲むケース

◆スクリーニング検査

アルコール依存症は、早期発見・早期治療が重要です。早期発見のツールとして、スクリーニング検査があります。AUDIT などは無料で利用することができますので、定期健康診断の時期に合わせて年1回実施するのが望ましいでしょう。

◆症状の程度に応じた対応と継続的経過観察

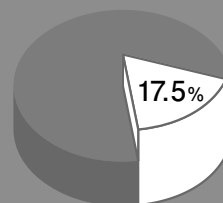
アルコール依存症の症状の程度は運転者により異なるため、医師の意見等に従って、それぞれの運転者に応じた細やかな判断・対応が求められます。配置転換や解雇等の就業上の措置を決定する場合には、治療状況等を踏まえて、専門医、産業医、運行管理者、運転者、場合によっては家族の意見を参考に、総合的な判断を行った上、合議で決定することが望ましいでしょう。

また、アルコール依存症の多くは定期的・継続的な治療・観察を要します。症状を抑え運転業務に復帰できるように、事業者側も、運転者に対して医療機関の定期的な受診を促すとともに、治療経過等を常に管理しておくことが重要です。

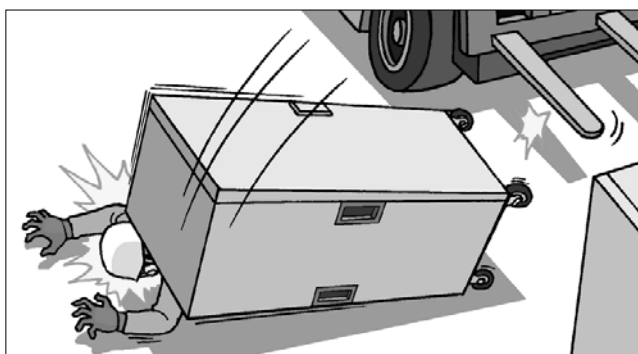
（出典：国土交通省「自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル」）



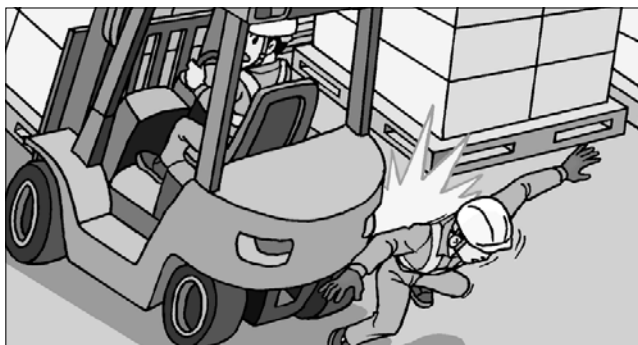
重大な労働災害を防ぐためには

3 フォークリフト
使用時における
死亡災害

フォークリフトによる労働災害を分析すると、フォークリフトのオペレーター（運転手）による不適切な運転操作や、フォークリフトで持ち上げていた荷物の荷崩れ、またフォークリフトと別の作業者との接触など、オペレーターならびに周辺にいた他の作業者が本来禁止されている行動を取ったことによる事例が多くありました。

事例 1 フォークリフトアップ（上昇）時の安全不確認により被災者が
コールドロールボックスパレットの下敷きに（死亡災害）

オペレーターがフォークリフトのフォークを上昇させた際に、そばにあったコールドロールボックスパレットがフォークに引っかかり、前方に倒れました。パレットの近くで作業を行っていた被災者は倒れてきたパレットを避けることができず、倒れたパレットの下敷きとなりました。

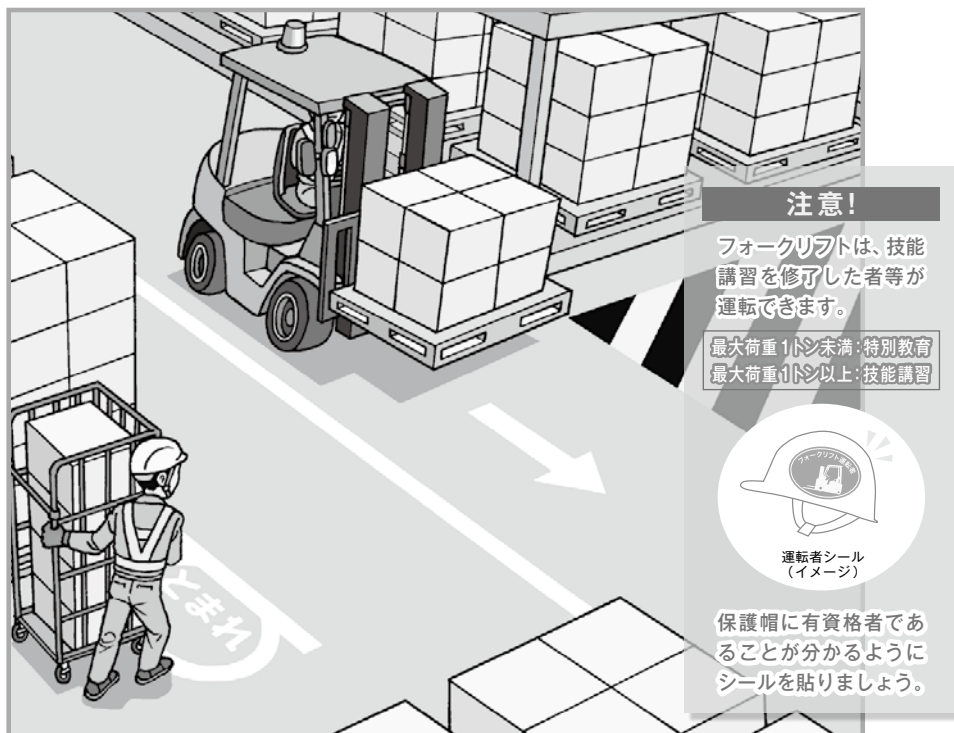
事例 2 歩行者立入禁止エリアにいた被災者が
フォークリフトと接触（死亡災害）

コンテナへの荷積み場所となっているフォークリフト走行エリア内でフォークリフトを運転していました。フォークリフトを後退させたところ、近くを歩いていた被災者に接触しました。なお、被災者は社内ルールで定められているフォークリフト走行エリアに入ったことで接触しました。

▶ 労働災害を防ぐためのポイント！

対策

フォークリフトのオペレーターやその周囲の作業者は、定められたルールを守り、適切な行動を徹底しましょう



ひとことアドバイス

禁止されている行動を取ってしまうことで、災害に繋がるケースが多くなっています。自分や周りの作業者を守るため、各事業場で定められたルールを守り、適切な行動を徹底しましょう。

オペレーターの注意事項

- 周囲の安全を確かめながら運転操作を行いましょう。特に、フォークに荷がある時には急な上昇・下降、旋回などは行わないようにしましょう
- フォークリフトの用途外使用をしないようにしましょう
- フォークリフトの操作に慣れていない場合は、一定期間は指導者の指導の下で作業を行うようにしましょう

周囲の作業者の注意事項

- 自分の周囲に注意を払いながら作業を行うようにしましょう
- 接触事故を防ぐために、歩行者立入禁止エリア（フォークリフト走行エリア）に立ち入らないようにしましょう

その他、事業者・作業者は次のような対策を講じましょう

- ▶ 作業手順書を作成しましょう
- ▶ 複数の作業で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置しましょう
- ▶ フォークリフトに係る安全研修を実施しましょう



陸災防からのお知らせ

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

令和7年5月1日から9月30日まで（準備期間：4月、重点取組期間：7月）主唱：厚生労働省、労働災害防止団体等

令和6年における熱中症死亡災害（陸運業）

陸運業において、熱中症が急増しています！（対前年1名 → 6名）

令和6年における熱中症死亡災害（陸運業）

月	業種	年代	気温	業務・作業
7	陸上貨物取扱	30歳代	33.2	倉庫作業員。倉庫内で、電線ドラムのピッキング作業中。
7	一般貨物運送事業	50歳代	36.0	長距離の貨物輸送。トラックへ建設資材の積み込み作業中。
7	一般貨物運送事業	60歳代	35.7	ダンボールの配送業務。フォークリフトの横に仰向けに倒れていた。
8	陸上貨物取扱業	40歳代	39.3	倉庫作業員。倉庫内で自動車部品の容器への詰め替え作業。
8	特定貨物自動車運送業	60歳代	32.6	ガスボンベの輸送業務。ガスボンベをプラットフォームに下ろし作業。
9	一般貨物運送事業	40歳代	29.6	ドライバー。天井クレーンを用い、トラックの荷台上でパイプ束の玉掛け作業に従事。

熱中症とは

熱中症は、高温多湿な環境下で、体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体温調整機能がうまく働かないことにより、体内に熱がたまり、筋肉痛や大量の発汗、さらには吐き気や倦怠感などの症状が現れ、重症になると意識障害などが起こります（図）。

気温が高い、湿度が高いなどの環境条件と、体調が良くない、暑さに体が慣れていないなどの個人の体調による影響とが組み合わされることにより、熱中症の発生が高まります。

また、屋外で活動しているときだけでなく、就寝中など室内で熱中症を発症し、救急搬送されたり、不幸にも亡くなられたりすることもある恐ろしい疾患です。

図 【熱中症の症状と分類】

分類	症状	重症度
I度	めまい・失神：「立ちくらみ」という状態で、脳への血流が瞬間的に不十分になったことを示し、“熱失神”と呼ぶこともあります。 筋肉痛・筋肉の硬直：筋肉の「こむら返り」のことで、その部分の痛みを伴います。発汗に伴う塩分（ナトリウム等）の欠乏により生じます。これを“熱けいれん”と呼ぶこともあります。 大量の発汗	小 ↓ 大
II度	頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感：体がぐったりする、力が入らないなどがあり、従来から“熱疲労”といわれていた状態です。	
III度	意識障害・痙攣・手足の運動障害：呼びかけや刺激への反応がおかしい、体がガクガクと引きつげがある、真直ぐに走れない・歩けないなど。 高体温：体に触ると熱いという感触があります。従来から“熱射病”や“重度の日射病”と言われていたものがこれに相当します。	

作業に関して次の対策をとりましょう

- ① 作業の状況などに応じて、「作業の休止時間・休憩時間の確保と、高温多湿作業場所での連続作業時間の短縮」、「身体作業強度（代謝率レベル）が高い作業を避けること」、「作業場所の変更」に努める。

② 熱に慣れ、その環境に適応する期間（熱順化期間）を計画的に設ける。

③ 自覚症状の有無に関わらず、作業の前後、作業中の定期的な水・塩分の摂取を指導する。
摂取を確認する表の作成、作業中の巡視における確認などにより、その摂取の徹底を図る。

④ 熱を吸収する服装、保熱しやすい服装は避け、クールジャケットなどの、透湿性・通気性の良い服装を着用させる。

⑤ 高温多湿作業場所の作業中は、巡視を頻繁に行い、作業者が定期的に水分・塩分を摂取しているかどうか、作業者の健康状態に異常がないかを確認する。なお、熱中症を疑わせる兆候が表れた場合においては、速やかに、作業の中断などの必要な措置を講じる。
- か：風通しをよくする
き：休憩をとる
く：クーラーを使う
け：健康管理は日頃から
こ：こまめに水分補給



健康に関して次のことに注意しましょう

- ① 熱中症発症に影響のある糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全等の場合（有所見、治療中）は就業場所について医師と相談する。また、労働者にも熱中症に注意が必要なことを教える。
- ② 睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症発症に影響があります。日常の健康管理に注意する。
- ③ 作業開始前、作業中の巡視により労働者の健康状態を確認する。

熱中症の教育の実施と救急処置

- ① 熱中症の予防に必要な対策について、作業管理者、労働者に必要な教育を行う。
- ② 救急処置については、緊急連絡網の作成、周知を行うとともに、裏面の熱中症を疑わせる症状が現れた場合は必要に応じて救急隊の要請等を行う。その間、涼しい環境への避難や脱衣・冷却なども必要です。次の場合は救急隊要請や医療機関への搬送が必要です。

- ・ 意識がなく、呼びかけに応じない、返事がおかしい、全身が痛いなどの場合
- ・ 意識があるが水分を自力で摂取できない場合
- ・ 意識があり、水分を自力で摂取できるが熱中症の症状が回復しない場合
- ・



熱中症で注意すること

● 暑さの感じ方は人によって異なります！

体調や暑さに対する慣れなどが影響して、暑さに対する抵抗力（感受性）は個人によって異なります。自分の体調の変化に気をつけ、暑さの抵抗力に合わせて、万全の予防を心がけましょう。

● 高齢の方は特に注意が必要です！

熱中症患者の多くは高齢者（65歳以上）です。高齢者は暑さや水分不足に対する感覚機能が低下しており、暑さに対する体の調節機能も低下しています。

のどの渇きを感じていなくてもこまめに水分を補給し、暑さを感じなくても扇風機やエアコンを使って温度調整をするように心がけましょう。

● まわりが協力して、熱中症予防を呼びかけ合うことが大切です！

一人ひとりが周囲の人に気を配り、熱中症の予防を呼びかけ合うことで、発生を防ぐことができます。



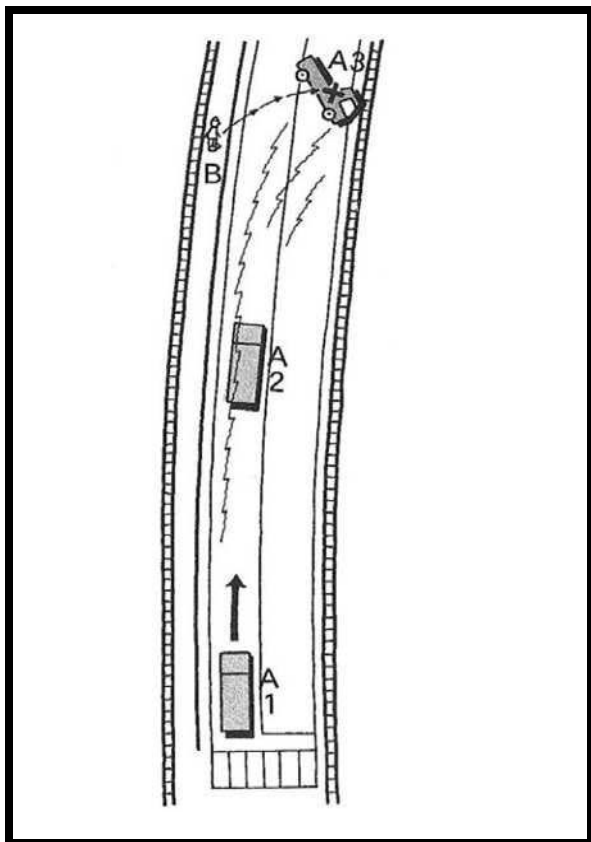
熱中症参考サイト

- 職場における熱中症予防情報 <https://neccyusho.mhlw.go.jp/>
- 働く人の今すぐ使える熱中症ガイド https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133_00001.html
- 熱中症ゼロへ <https://www.netsuzero.jp/>

事業用自動車事故事例 No.120

(一般貨物) 速度超過の貨物車と高齢歩行者の飛び出し事故

■ 事故の概況



事故類型：人対車両 横断中

発生日時：

当事者A：普通貨物車 40歳代 男性

当事者B：歩行者 70歳代 男性

■ 事故の概要

Aは片側1車線道路を時速約75kmで走行中、左側歩道上に立っているBに気付きましたが、特に危険を感じることなくそのままの速度で走行しつづけたところ、Bが歩車道の境界ブロックを超えて車道に出てくるのを発見しました。Aは、危険を感じブレーキと右への急ハンドル操作で回避しようとしたのですが、バランスを崩して横転した際にBに衝突しました。

Bは、道路を斜めに横断し始めたところ、Bを回避しようとして横転したA車の下敷きになりました。

■ 事故から学ぶ

この事故の主な原因は、普通トラックの速度超過です。歩行者が道路を横断する可能性を考え、事前に十分に減速をし、歩行者の動きに注意していれば、無理なく回避できたと思われます。また、荷物を積んでいる時には制動距離が延びたり、バランスを崩しやすいものなので、速度を控えめにするとともに、急なハンドル操作やブレーキ操作をしないようにすべきです。

歩行者は、道路を横断するときは必ず横断歩道を利用しましょう。やむを得ず横断歩道以外を横断する場合は、左右の安全を十分に確認しましょう。車の速度は見た目より早いものです。走行車両が見えたら、かなり先と感ずいても、車の通過を待って横断するようにしましょう。

K I T 事業の案内

全国の7000社
と繋がる!
新規顧客開拓に!

荷物と輸送のマッチングシステム

WebKIT2のご案内

WebKIT2プラス5つの特長

輸送効率があがる

ドライバー不足などの影響で課題がたくさんある昨今、事業者同士が相互に手を結び、経営資源を共有・補完しあう必要があります。仕事や車両を融通し合うことで輸送効率の向上を図ります。

安心のネットワーク取引

WebKITには優良な事業者が多く参加している上、万一の場合でも、協同組合同士で責任を負う仕組みができていますので、この点でも安心してご利用いただけます。

事故に備えた補償制度

WebKITでは、荷物の破損事故に備えた「KIT荷物保険」と、組合員の倒産等に備えた「KIT運送代金補償」への加入を義務付けているため、安心かつ安全な取引環境を確保しています。

需給動向の把握

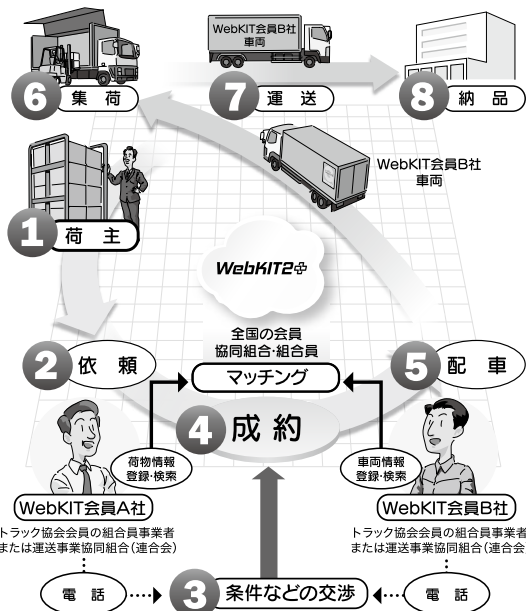
WebKITでは、全国の荷物や車両その時々需給動向をリアルタイムに確認できますので、その時々需要動向をいち早く把握することができます。最適な配車管理や運賃動向の把握に役立ちます。

高い利便性と機能

全国の会員が登録する情報は、荷物の積み地・卸し地や車両の空車地・行先地が都市区分単位で検索・表示されるので、情報を活用して正確に共有することができます。

WebKIT2プラスご利用の流れ

インターネットを利用して、荷物を依頼する側と車両を活用したい運送側が、それぞれ情報登録や検索を行います。うまくマッチしそうな情報を見つけたら、まず相手先に電話で連絡します。さらに、詳細な条件を詰めた上で、成約に結びつけます。



奈良県キット事業協同組合加入金額

組合出資金	50,000円
※出資金は退会時に全額返金	
キャンペーン中! 先着30社限定!	
今なら月会費と1ID利用料が3ヵ月無料!	
組合月会費	2,000円
WebKIT2+利用料	1IDにつき2,000円

WebKIT2プラス紹介動画

WebKIT2プラスの詳しい利用方法や利用者様のご意見、喜びの声、成功事例などをご覧ください。



右のQRコードから
動画をご覧ください。



組合入会でのさらなるメリット

組合価格で軽油と尿素をご購入いただけます。

■軽油販売	■尿素販売
エネクスフリー軽油価格	日本液炭(株)
118円(令和7年6月)	79円/L(令和7年5月)
ENEOSウイング軽油価格	三井物産プラスチック(株)
116円(令和7年6月)	76円/L(令和7年5月)

※消費税別
※支払サイト50日

奈良県キット事業協同組合ホームページ <https://nara-kit.com/>

奈良県キット事業協同組合加入
WebKIT2+のご利用
についてのお問い合わせは

奈良県貨物運送事業協同組合連合会
奈良県キット事業協同組合
〒639-1103 奈良県大和郡山市美濃庄町 170 番地 15
TEL 0743-58-6080



ホームページQRコード

お盆の休日のご連絡について

暑中お見舞い申し上げます。
 平素は協会業務にご理解とご協力を頂き、
 ありがとうございます。
 事務局もお盆休みを頂きますので、
 お知らせいたします。
 盆休日は下記のとおりです。
 あらかじめご了承くださいよう
 ご連絡申し上げます。

盆休日 ～事務局～
 令和7年8月9日(土)～17日(日)まで



《緊急連絡先》

緊急連絡先をご案内申し上げます。

8月 9日(土)	080-8941-9227	【協会携帯No.7】	大西
8月10日(日)	090-7340-7061	【協会携帯No.5】	森
8月11日(月)	090-7342-7715	【協会携帯No.1】	山村
8月12日(火)	090-8758-6975	【協会携帯No.4】	岸本
8月13日(水)	090-7340-7061	【協会携帯No.5】	森
8月14日(木)	080-8941-9227	【協会携帯No.7】	大西
8月15日(金)	090-8758-6975	【協会携帯No.4】	岸本
8月16日(土)	080-8941-9228	【協会携帯No.8】	井口
8月17日(日)	090-1441-3878	【協会携帯No.6】	上村



奈良・針トラックステーション
 お盆の休日
 令和7年8月9日(土)～17日(日)まで

トラック協会・陸災防奈良県支部

8月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
5	火	12:00～	第301回理事会	奈良県トラック会館
5	火	14:00～	第2回総務委員会・第1回環境対策委員会・第1回災害時緊急対策委員会	奈良県トラック会館
18	月	14:00～	令和7年度自動車整備士等近畿運輸局奈良運輸支局長表彰式	奈良運輸支局 2階会議室
21	木	13:30～	指導・監督者育成講習会	奈良県トラック会館
30	土		奈良県フォークリフト運転競技大会	奈良県トラック会館

9月の行事(予定)表

日	曜	時 間	行 事	場 所
13	土	9:00～	小型移動式クレーン運転技能講習会【学科】	奈良県トラック会館
14	日	9:00～	小型移動式クレーン運転技能講習会【学科】	奈良県トラック会館
19	金	13:30～	健康管理セミナー	奈良県トラック会館
20	土	8:30～	小型移動式クレーン運転技能講習会【実技】	奈良県トラック会館



適正化事業・巡回指導報告書(令和7年6月)

奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関

令和7年6月実施状況		令和7年度月別実施件数						実施件数合計	
計画件数	実施件数	実施月	件数	実施月	件数	実施月	件数		
22件	21件	4月	22件	8月	件	12月	件	62件	
		5月	19件	9月	件	1月	件		
		6月	21件	10月	件	2月	件		
		7月	件	11月	件	3月	件		
令和7年6月実施結果									
調査事項							調査件数	指導件数	指導率
Ⅰ. 事業計画等		1. 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。					21	0	0.0%
		2. 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。					21	1	4.8%
		3. 自動車庫の位置及び収容能力に変更はないか。					21	1	4.8%
		4. 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。					21	0	0.0%
		5. 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。					21	0	0.0%
		6. 届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定貨物に係る荷主の名称変更等)					17	1	5.9%
		7. 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。					21	0	0.0%
		8. 名義貸し、事業の貸渡し等はないか。					21	0	0.0%
Ⅱ. 帳簿類の整備、報告等		1. 事故記録が適正に記録され、保存されているか。					4	0	0.0%
		2. 自動車事故報告書を提出しているか。					0	0	0.0%
		3. 運転者台帳及び従業員台帳が適正に記入等され、保存されているか。					21	1	4.8%
		4. 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。					21	0	0.0%
		5. 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る)					16	5	31.3%
Ⅲ. 運行管理等		1. 運行管理規程が定められているか。					21	0	0.0%
	○	2. 運行管理者が選任され、届出されているか。					21	0	0.0%
		3. 運行管理者に所定の研修を受けさせているか。					20	0	0.0%
		4. 事業計画に従い、必要な員数の運転者を確保しているか。					21	1	4.8%
	○	5. 過労防止を配慮し、適正に管理されているか。					21	3	14.3%
		6. 過積載による運送を行っていないか。 ☆					21	0	0.0%
	○	7. 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。					21	3	14.3%
		8. 乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。					21	0	0.0%
		9. 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。 ☆					20	2	10.0%
		10. 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。					2	1	50.0%
	○	11. 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。					21	5	23.8%
	○	12. 特定の乗務員に対して特別な指導を行っているか。					13	7	53.8%
	○	13. 特定の乗務員に対して適性診断を受けさせているか。					13	5	38.5%
Ⅳ. 車両管理等		1. 整備管理規程の制定及び整備管理業務がなされているか。					21	0	0.0%
	○	2. 整備管理者が選任され、届出されているか。					21	0	0.0%
		3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。					20	7	35.0%
		4. 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。					21	0	0.0%
	○	5. 定期点検及びその保存がされているか。					21	5	23.8%
Ⅴ. 労基法等		1. 就業規則が制定され、届出されているか。					8	1	12.5%
		2. 36協定が締結され、届出されているか。					20	2	10.0%
		3. 労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)					21	0	0.0%
	○	4. 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。					21	8	38.1%
Ⅵ. 法定福利		1. 労災保険・雇用保険に加入しているか。					19	2	10.5%
		2. 健康保険・厚生年金保険に加入しているか。					20	3	15.0%
Ⅶ. 運輸安全マネジメント		1. 運輸安全マネジメントの実施は適正か。					21	2	9.5%
指導件数合計							696	66	10.9%

(注) ○…重点指導項目 ☆…霊柩は項目から除外

	A	B	C	D	E	その他	合計
通常	5件	8件	6件	件	件	件	19件
新規参入	件	件	件	1件	件	件	1件
新規(他)	件	件	1件	件	件	件	1件
特別(労)	件	件	件	件	件	件	件
特別(他)	件	件	件	件	件	件	件
総合	5件	8件	7件	1件	件	件	21件

トラックの構造上の特性

1 安全性の向上を図るための装置とは

2 安全性の向上を図るための装置は万能ではない

◆安全性の向上を図るための装置 に関する事故も発生している

安全性の向上を図るための装置は、ドライバーが行うことを装置が代って行うことにより、人為ミスを減少させたり、運転作業を軽減させ心身の疲労を防止するなどにより、事故防止の効果が大きく期待されています。

その一方で、ドライバーが装置の性能や使用方法を正しく理解していなかったり、装置を過信して油断するなどによる事故も発生しています。

◆安全性の向上を図るための装置 の限界などを理解し過信しない

安全性の向上を図るための装置は決して万能ではありません。性能の限界や自動車メーカーによる作動時の違いなどをよく理解するとともに、装置を過信して頼りきることのないように注意する必要があります。

あくまでも「支援」であり、運転の主役はドライバーであることを忘れてはなりません。

いずれにしても、自動車メーカーの取扱説明書をよく読んで、正しい使用方法をよく理解して使う必要があります。

事故事例 1

A C C*装置を使用し、大型トラックが高速道路を進行中、ドライバーが運転席後方の自分の荷物を取ろうとして脇見運転となり、前方の渋滞に気づくのが遅れて最後尾の乗用車に追突し、5台を巻き込む多重事故となった。

この事故で1名が死亡、9名が重軽傷を負った。



事故事例 2

A C C*装置を使用し、トラックが高速道路を進行中、ドライバーが居眠り状態となり、路側帯で右側後輪のタイヤ交換をしていた2名をはねてしまった。

この事故ではねられた2名が死亡した。



※A C C（アダプティブ・クルーズ・コントロール）

システムがアクセル操作とブレーキ操作の両方を行い、運転を支援する機能のこと。

eナスバ(一般講習・基礎講習)助成開始のご案内

会 員 各 位

(公社) 奈良県トラック協会
会 長 塚 本 哲 夫
(公印省略)

eナスバ(一般講習・基礎講習)助成開始のご案内

独立行政法人自動車事故対策機構(ナスバ)が実施するeラーニング講習「e ナスバ」につきまして、今年度より運行管理者一般講習及び運行管理者基礎講習が助成対象になりましたので、お知らせいたします。

種 別	一 般 講 習	基 礎 講 習
助 成 期 間	令和7年9月受講分～令和8年1月受講分	
助 成 額	受講料全額(3,200円) ※テキスト配送料(660円)は事業者負担	5,000円(受講修了後に申請)
申 請 方 法	ナスバ予約システムで「会員」+「交付金利用希望」を選択して申込 → 協会が3営業日以内に助成承認メール送信 → メール受信後テキスト配送料660円を支払う	ナスバ予約システムで申込 → 受講料+テキスト配送料支払(領収書は事業者名で発行) → 受講修了後、協会に所定様式で申請(対面講習含め上限5名まで)

・注意事項

助成対象者は、奈良県内営業所に所属する者に限ります。(助成期間中1人1回まで)

上記助成期間にかかわらず、予算消化次第、助成事業を終了します。

基礎講習助成の申請書提出期限は、令和8年2月27日まで。(予算消化次第、申請受付を終了)

講習受講申込み期限は、ナスバホームページをご確認ください。

ナスバ予約システムの操作手順詳細は、協会ホームページに掲載しております。

(奈良県トラック協会ホームページにアクセス→「助成事業」をクリック→「5. 運行管理者一般講習受講助成金」をクリック→「e ナスバ操作手順書」のPDFをクリック)

・講習の申込み方法、日程等お問い合わせ先

ナスバ安全指導部 指導講習グループ 03-5608-7641 03-6853-7690

・助成事業に関するお問い合わせ先

(公社)奈良県トラック協会 業務課 0743-23-1200

運行管理者等指導講習のeラーニング(eナスバ)について

ナスバでは、基礎講習及び一般講習に「eラーニング方式による運行管理者等指導講習(eナスバ)」を導入いたしました。受講者の皆さまにおかれましては、講習受講の際にはぜひeナスバをご利用ください。

eナスバの魅力 受講者の皆さまの利便性が大幅にアップします！

1. どこでも、くりかえし受講可能

自宅や職場など、インターネット接続があればどこでも受講できます。さらに、受講期間内であれば確認したい講義をくりかえし受講可能です。

2. 自由なスケジュール ※1

受講期間内であれば、好きな時間に受講可能です。忙しい日常にも柔軟に対応できます。

3. 移動時間の節約

講習会場への移動が不要なので、時間を有効に使えます。

4. 簡単なキャッシュレス決済 ※2

受講料はクレジットカードやペイジーによる事前決済なので、手続きがスムーズです。

5. 領収書や修了証明書も「eナスバ」から出力

領収書や修了証明書はご自身でマイページから出力できます。

※1 受講期間は、受講する月の1日から30日間をいいます。例えば、12月受講の場合、12/1から受講が可能となり、12/30までに受講を完了する必要があります。(受講期間を任意に設定することはできません)

※2 交付金等(各協会等による受講料の助成)については、各組織で取り扱いが異なるため、当該組織までお問い合わせください。

eナスバ(eラーニング講習)のご利用方法

申し込みから受講完了までのながれ



受講にあたり必要となる情報

- メールアドレス、姓名、生年月日、テキスト送付先住所、所属事業者に係る情報(事業者から受講いただく場合)

本人確認書類(必須)

- 【運転免許証／マイナンバーカード／パスポート(旅券)／在留カード】のいずれか

お支払い手段

- クレジットカード(対応ブランド: VISA / MasterCard / JCB / American Express / Diners)
- Pay-easy(ペイジー) <https://www.pay-easy.jp/> ※決済サービスはGMOペイメントゲートウェイ株式会社の「PGマルチペイメントサービス」を使用しています。

受講端末

- PC、タブレット、スマートフォンのいずれか(PC、タブレットを推奨)
- 注意: webカメラが付いていない機種の場合、別途外付けのwebカメラが必要です。

ブラウザ

- Windows: Microsoft Edge, Chrome, Firefoxの最新版
- Macintosh: Safari, Chrome, Firefoxの最新版
- iOS端末(iPhoneなど): Safariの最新版
- Android端末: Chrome, Firefoxの最新版

インターネット環境(通信速度)

- 上下5Mbps以上を推奨
(通信料はお客様のご負担となります。)

※「eナスバ」には、アカメディア・ジャパン株式会社の「ONLINE FACE」を使用しています。

eナスバについては、ナスバホームページでより詳しくご案内しております。▶

<https://www.nasva.go.jp/fusegu/elearning.html>



【eナスバに関するお問い合わせ先】(ご注意) 各都道府県に所在する支所ではご対応できません。

担当 安全指導部 指導講習グループ

電話番号 03-5608-7641 03-6853-7690

受付時間 9:00-17:00(土日祝日、年末年始等を除く)

eメール e-nas.info@nasva.go.jp

ナスバちゃん

近畿交通共済からのお知らせ

その心がけが、未来を拓く。

達成された
組合員様に
記念品を
贈呈!

令和7年度

無事故
コンクール

令和7年

8/1_金 →
12/31_水

参加要項 ● 同封しております参加申込書をFAXにて令和7年8月31日(日)までに当組合へご送信願います。

報奨基準 ● 令和7年8月1日(金)から12月31日(水)までの5ヵ月間、無事故(近畿共済に事故受付がない)であること。
尚、無事故を達成された組合員様には記念品を贈呈します。

地域表彰 ● 「無事故コンクール」において、期間内の対人・対物共済の事故率が共済平均以下で、その合計上位8地域を表彰します。

近畿交通共済協同組合

〒536-0014 大阪市城東区鶴野西2-11-2 TEL.06-6965-2826 FAX.06-6965-2842

近畿交通共済協同組合 検索

<https://www.kinkyo.or.jp>**自動車共済・自賠責共済はぜひ近畿共済でご契約を**

近畿共済は、組合員のみなさまと一体となって事故防止に努力しています

お問い合わせ・ご連絡は 当組合奈良事務所 0742-90-0510

2025.8

近畿交通共済協同組合

近 畿 共 済 安 全 通 信

令和7年6月1日施行の改正労働安全衛生規則により、

熱中症対策が 義務化 されました



基本的には…

見つける



判断する



対処する

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、【体制整備】・【手順作成】・【関係者への周知】が事業者には義務付けられます。詳細は厚生労働省のホームページをご確認ください。
また、毎日の暑さ指数・熱中症警戒アラートについては環境省のホームページをご確認ください。



「いつもと違う」
と思ったら… **119** 番

(公社)全日本トラック協会 / 陸上貨物運送事業労働災害防止協会

※全日本トラック協会HPより引用

近畿運輸局からのお知らせ

国土交通省近畿運輸局からのお知らせ

国土交通省トラック荷主特別対策室主催

トラック物流問題解決に向けた
オンライン説明会【第25回】開催

開催日時：令和7年8月25日(月) 10:00,15:00 (同日2回開催)

事前アンケートを実施しています

【主な質問】(荷主に対して)トラックドライバーに要請している作業内容、依頼する理由
(トラック事業者に対して)今収受している運賃は標準的運賃の何割？
※参加される前にアンケートに是非ご協力ください！



直接参加用
二次元バーコード

(ご提供している情報(一部))

- ・改正物効法(努力義務に関する判断基準)、改正トラック法(契約文書化等)に関する最新情報
- ・各省報道発表資料の中から物流に関する情報をまとめてご紹介。
- ・各トラック運送事業者、荷主事業者等参加者の問題意識共有・取組事例ご紹介。など
運賃交渉に活用いただける資料なども提供しています！

(今月のNEWS) 改正トラック法・体制整備法公布！(令和7年6月11日)

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律 貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律		概要
○ ドライバーの担い手不足により、何もしなければ2030年には輸送能力が34%不足 ○ 物流は国民生活及び経済活動の基盤であり、エッセンシャルワーカーであるトラックドライバーの経済的地位の向上等により、我が国の物流の持続可能性の確保及び国民経済の健全な発展を図るため、トラックドライバーの適切な賃金の確保とトラック運送業界の質の向上等を目的として、貨物自動車運送事業法を改正するとともに、それを担保するための新法を制定。		
貨物自動車運送事業法の一部改正	貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律	
1. 許可の更新制度の導入 トラック運送事業の許可について、<u>5年ごとの更新制を導入</u> 2. 「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限 トラック運送事業者は、自ら貨物を運ぶときや、他の事業者に運送を委託するときは、国土交通大臣が定める「<u>適正原価</u>」を継続して下回らないことを確保 (※) 貨物利用運送事業者についても同様に規制 (※) 適正原価を支払わない荷主については、違反原因行為に該当するものとして是正指導を実施 (※) 標準的運賃については廃止 3. 委託次数の制限 トラック運送事業者及び貨物利用運送事業者は、元請として運送を引き受ける場合、<u>再委託の回数を二回以内に制限するよう努力義務化</u> 4. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り 許可や届出なく有償で運送行為を行うトラック(いわゆる「<u>白トラ</u>」)の<u>利用を禁止(罰則付)</u> 荷主等に対しては是正指導も実施	担保	1. 基本方針の策定 (1) 体制の整備 ①許可の更新事務及び②事業適正化支援等を適切・効率的に実施できるよう独立行政法人に行わせる等必要な体制を整備 (2) 財源の確保等 上記業務の実施に必要な費用を確保できるよう、<u>①①について更新手数料等によるほか、①②について広く社会で支える観点から財源措置を検討</u> 2. 法制上の措置等 政府は基本方針に基づき、必要な法制上の措置等を本法律の施行後3年以内を目途として講じる 3. 物流政策推進会議 政府は、物流に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、<u>物流政策推進会議を設置</u> 推進会議の下に、連絡調整を行うための関係者会議を設置

【Gメンからのお願い】 荷主等に関するお困りごとは、是非目安箱に投稿してください。

(例) “いつも荷待ちをさせられる”、“こんな作業までさせられている”、“運賃交渉に応じない”



目安箱
投稿用
二次元
バーコード

奈良県警察本部からのお知らせ

奈良県警察本部から

1 県内の交通事故発生状況



交通事故による死者が14人となっています。安全運転を心掛けてください。

7月15日現在

区 分	令和7年	前年同期	増減数	備 考
総件数	21,385 件	20,620 件	765 件	1日あたり約 106 件
人身事故件数	1,371 件	1,277 件	94 件	1日あたり約 7 件
死者数	14 人	10 人	4 人	約15日に 1 人
負傷者数	1,653 人	1,527 人	126 人	1日あたり約 8 人
物件事故件数	20,014 件	19,343 件	671 件	1日あたり約 99 件

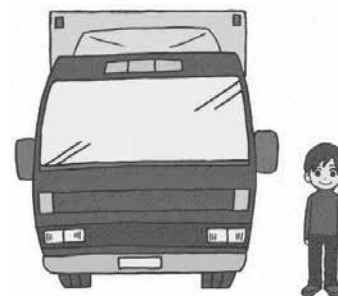
※令和7年の件数、死傷者数は概数です。

2 県内の事業用貨物自動車に関する交通事故発生状況

7月15日現在

区 分	令和7年	前年同期	増減数
総件数	1,128 件	1,103 件	25 件
人身事故件数	61 件	61 件	0 件
死者数	3 人	1 人	2 人
負傷者数	73 人	76 人	-3 人
物件事故件数	1,067 件	1,042 件	25 件

※令和7年の件数、死傷者数は概数です。



3 生活道路の交通事故防止

○交差点での交通事故防止

～幹線道路の渋滞を避けるため、抜け道として生活道路を使用し、

交差道路車両と出会い頭に衝突(;°口°)～

生活道路を使用する背景は、先を急ぎたいという気持ちからではないでしょうか？

その結果、減速や一時停止を怠るといった危険な運転をしがちになります。

できるだけ幹線道路を使用しましょう。



○高齢者の道路横断

～前方を歩いていた高齢者が、急に道路を横断してきて衝突(°ロ°)中～

高齢者は、自宅付近の生活道路は安全だと思ったり、歩行者優先だという意識から突然道路を横断をすることがあります。

高齢者を見つけたときは、急な横断に備えて動静を注視し、徐行しましょう。



○カーブミラーの死角に注意

～見通しの悪い交差点で、カーブミラーに何も映っていないことから進行したら、

死角から来た自転車と衝突(°д°)～

カーブミラーには死角があり、死角を通行する歩行者や自転車を見落とす恐れがあります。

必ず、目視でも安全を確認しましょう。

京奈和自動車道建設促進奈良県民会議 令和7年度理事会並びに総会・講演会

令和7年7月14日（月）、午後1時30分から、奈良商工会議所大ホールにおいて、当協会も会員である、京奈和自動車道建設促進奈良県民会議（小山 新造 会長）が、令和7年度理事会並びに総会を開催しました。

主催者の小山会長は、「京奈和自動車道は、京都、奈良、和歌山の連携を強化し、環状道路の一躍を担う極めて重要な幹線道路です。観光振興や物流機能の強化、地域の発展に寄与する多くのストック効果が期待されております。現在、橿原JCT周辺の工事が順調に進み、令和8年春には、大阪方面への接続ランプの開通が見込まれております。これにより五條方面から南阪奈道路へのアクセスが大幅に改善され、物流の効率化が一層進むものと期待されております。また、本年度は大和北道路においても、奈良ICから郡山下ツ道JCTの間で、本格的な橋脚工事が始まり、国道24号線の車線切り替えが行われる等具体的な施行が進んでおります。私どもと致しましては、今後も関係団体と連携して、国土交通省をはじめとする関係機関に対し、更なる事業の促進と安定的な財源の確保に向けた要望活動を強力に展開してまいりたい所存であります。」と挨拶。

来賓の山下 真奈良県知事は、「現状、京奈和自動車道の沿道を中心に企業立地が大変好調に推移しております。令和6年は、新規で46件、この数字は全国で六位、近畿で二位の多さということです。そうしたことから、この京奈和自動車道が全線開通した暁には、奈良県の道路環境、そして奈良県の経済に多大な好影響を与えることは明らかなです。県としても、できることは最大限取り組みさせていただいているところです。未開通区間のうち、橿原北ICと橿原高田ICの用地買収は完了しています。奈良ICと郡山下ツ道JCTの間は、未買収の用地は1件だけと聞いております。この区間の供用開始時期をなるべく早く明らかにしてほしいとということで、先般、国土交通省をお願いをさせていただきました。

京奈和自動車道の早期全線開通を進める上で、やはり利用者である今日参加の皆様方の益々のお力添えが必要だと考えております。是非、皆様方におかれましても、いろいろな場面で京奈和自動車道の早期全線開通ということを口に出して関係者のお願いをしていただきたいと思います。」と祝辞を述べられました。

議案は、令和6年度事業報告及び同収支決算報告、令和7年度事業計画（案）、同収支予算（案）について、すべて承認されました。要望書が披露され、奈良経済同友会、奈良県広域消防組合消防本部から期待の声が上がりました。





▲前列左から6人目が山下知事、右隣が小山会長

要望書(案)

京奈和自動車道は、新名神高速道路とともに関西大環状道路を形成しており、関西圏の経済活性化や地方創生、さらには国土強靱化の観点から極めて重要な道路である。また、奈良県においても南北軸を形成し、本県の地方創生、生産性の向上、地域経済の活性化などのストック効果を発現させるうえで、欠かせない重要な役割を担っている。これらの効果を早期に発現させるため、京奈和自動車道の早期全線整備に向け、次の事項について強く要望する。

一、令和六年能登半島地震や八潮市の事故、激甚化・頻発化する豪雨災害等を踏まえた更なる対策を推進するため、国土強靱化実施中期計画が着実に実行できるよう必要な予算・財源を通常予算とは別枠で満額確保すること。

一、大和北道路「(仮称)奈良ICから郡山下ツ道JCT」間については、工事及び用地取得等の推進、供用目標の早急な公表を行うこと。特に「(仮称)大和郡山北IC(南側ランプ)から郡山下ツ道JCT」間については、次期5カ年における供用目標を確実に公表すること。

一、大和北道路「(仮称)奈良北ICから(仮称)奈良IC」間については、トンネル工事の早期着手を図ること。

一、大和御所道路「橿原北ICから橿原高田IC」間については、「(仮称)橿原JCT(大和方面接続ランプ)の令和八年春の開通に引き続き、本線の早期開通に向けて、工事を推進するとともに供用目標を早急に公表すること。

一、橿原高田IC以南の暫定二車線区間については、事故対策を講じるとともに、早期の四車線化整備を推進すること。また、御所南ICの早期フルIC化についても推進すること。

一、未整備区間にある国道二十四号については、供用までの間、渋滞緩和対策に取り組むこと。

一、京奈和自動車道から産業集積地へのアクセス性を向上させる道路網については、京奈和自動車道の整備に併せた計画的な整備を推進すること。

これらの項目を踏まえ、資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも計画的・長期安定的に道路整備・管理が進められるよう、新たな財源を創設するとともに、令和八年度道路関係予算の所要額を満額確保すること。

令和七年七月一四日

京奈和自動車道建設促進奈良県民会議

▲閉会后、国土交通省近畿地方整備局奈良国道事務所 河本 敦所長が「京奈和自動車道の進捗状況について」というテーマで講演されました。

トラック奈良 2025 年 8 月 第 376 号

発行 公益社団法人 奈良県トラック協会

奈良県大和郡山市額田部北町 981 番地の 6 編集発行人 塚本哲夫

TEL.0743-23-1200 (代) FAX.0743-23-1212

「点呼」は安全運行の要

安全最優先の徹底 飲酒運転の根絶

近畿運輸局 奈良運輸支局
奈良県トラック協会